

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5の2第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2025年11月10日

【会社名】 天龍製鋸株式会社

【英訳名】 Tenryu Saw Mfg. Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大石高彰

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 静岡県袋井市浅羽3711番地

【縦覧に供する場所】 天龍製鋸株式会社東京支店
(千葉県習志野市谷津7丁目7番21号)

天龍製鋸株式会社大阪支店
(大阪府東大阪市川中3番35号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の天龍製鋸株式会社東京支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としてあります。

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長大石高彰は、当社の第173期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。